

労働法令のポイント

労働保険関係

令和7年4月1日以降の高年齢雇用継続給付の支給率変更について

高年齢雇用継続給付は、60～65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行された。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令 2. 3.31 法律14）の施行により、雇用保険法61条5項が改定され、令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が最大15%から10%に縮小される。

本稿では支給率変更の内容を解説する。

雇用保険法等の一部を改正する法律（令 2. 3.31 法律14）

菅野祥子 特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1. 高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付とは、雇用保険法に定める保険給付であり、「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類がある。

高年齢雇用継続給付は、以下の要件をすべて満たす場合に支給される。

- ①60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者であること
- ②被保険者であった期間が5年以上あること
- ③原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が60歳時点の75%未満となっていること

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳到達等時点の賃金の61%以下に低下した場合、各月に支払われた賃金額の15%相当額となり、60歳到達等時点の賃金の61%

超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月に支払われた賃金額の0～15%相当額未満の額となる。ただし、各月に支払われた賃金に支給額を加えた額が37万6750円（この額は毎年8月1日に変更される）を超える場合、または、支給額が2295円（この額も毎年8月1日に変更される）を超えない場合は、高年齢雇用継続給付は支給されない。

2. 高年齢雇用継続給付の支給率変更の内容

令和7年4月1日以降に60歳を迎える者等については、60歳以上65歳未満の各月の賃金が60歳到達等時点の賃金の64%以下に低下した場合、高年齢雇用継続給付の支給額は各月に支払われた賃金額の10%相当額となる。また、60歳到達等時点の

賃金の64%超75%未満に低下した場合の高年齢雇用継続給付の支給額は、その低下率に応じて、各月に支払われた賃金額の0～10%相当額未満の額となる。

変更の内容を次のとおり解説する。

[1]対象者

高年齢雇用継続給付の支給率変更の対象となるのは、令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時点で雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ない者は、その期間が5年を満たすこととなった日）を迎える者である【図表1】。つまり、同年3月31日以前に60歳に達した日（その日時点で雇用保険の被保険者であった期間が5年以上な

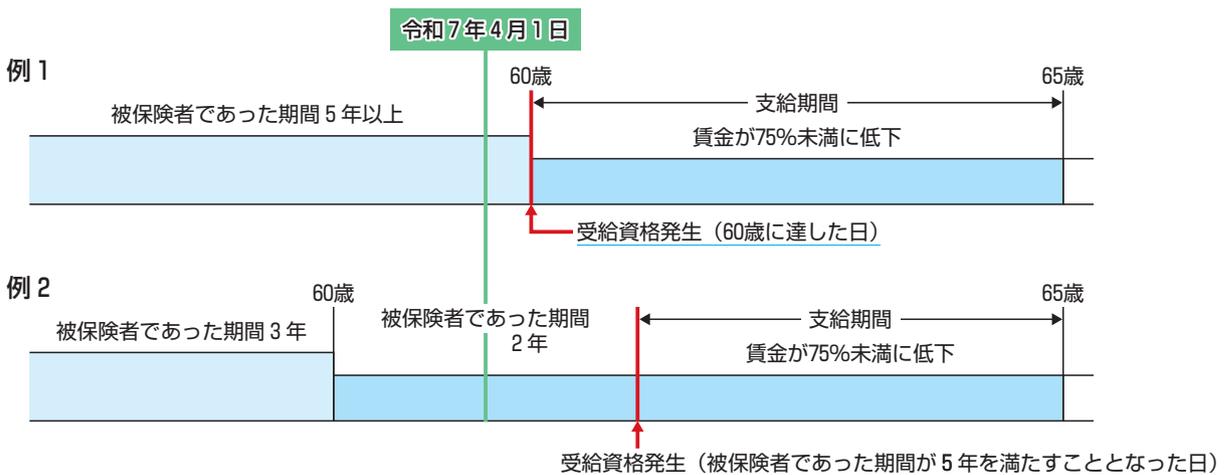
いは、その期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた者は、同年4月1日以降も変更前の支給率で高年齢雇用継続給付が支給される。

[2]支給率

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳到達等時点に比べて賃金が64%以下に低下した場合は各月に支払われた賃金額の10%相当額となり、64%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月に支払われた賃金額の0～10%相当額未満の額となる【図表2】。

支給額は、60歳到達等時点の賃金月額（60歳に到達等する前6カ月間の平均賃金）と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、

図表1 支給率変更の対象者



資料出所：厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」（【図表2～3】も同じ）

図表2 令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下 (61%以下)	各月に支払われた賃金額の10% (15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10% (15%) から 0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

[注] 1. () 内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率。
2. 支給限度額 (37万6750円) および最低限度額 (2295円) の取り扱いに変更はない。

図表 3 支給率早見表

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

各月に支払われた賃金額に乗じることにより確認できる [図表 3]。なお、低下率の算定方法は、ハローワーク（公共職業安定所）のパンフレット（「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続について」）を参照されたい。

3. 実務への影響

高年齢雇用継続給付の支給額はハローワーク（公共職業安定所）が算定するため、今回の支給率縮小に伴い、会社および受給者が行う支給申請手続き等に変更点はない。ただし、高年齢雇用継続

給付の支給額を考慮して60歳以降の給与額を設定している場合は、給与額の見直し等の検討が考えられる。また、定年年齢を60歳とする会社で、高年齢者雇用確保措置として65歳までの継続雇用制度を導入する場合に、対象者を限定する基準を労使協定で設ける経過措置が令和7年3月31日に終了し、同年4月1日からは原則として希望者全員を65歳まで継続雇用の対象とすることが義務づけられる。これらの動向を踏まえ、定年延長の検討や既存の継続雇用制度の見直し等、シニア人材活用の全体像を再考する会社の増加が予想される。